

第1回石狩市介護保険事業計画等作成委員会

開催日：平成26年3月12日（水）

時 間：18：00～20：10

場 所：石狩市総合保健福祉センター

りんくる3F 視聴覚室

傍聴者数：0人

【出席者】

委 員：橋本委員長、橋本副委員長、須貝委員、奥山委員、竹口委員、松原委員、大西委員、野村委員、渡辺委員、沢田委員、浅井委員、山口委員、梶下委員、中里委員、岡本委員

事務局：田森課長、長谷川課長、武田課長、木村課長、中野主査、酒井主査、加藤主査、高井主査、宮主査、木澤主査、廣瀬主査、内藤主査、岩本主査、白川主査、巴主査、飯岡主査、社協伊藤局長、高田主任、泉主任

議事録

開会

1. 開会

事務局（田森）：ただ今から第1回石狩市介護保険事業計画等作成委員会を開催いたします。

2. 挨拶

事務局（田森）：それでは開会にあたりまして、田岡市長が他の公務のため欠席となりますことから、副市長より一言ご挨拶を申し上げます。

白井副市長：皆さんお晩でございます。市長公務のため代わりまして副市長の白井ですがご挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、それぞれのお立場で本市の保健福祉行政推進のため、ご尽力をいただいておりますことに対し、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、第5期介護保険事業計画も26年度が最終年度となりますが、「住まい法の改正」による「サービス付き高齢者向け住宅」の進出により、居宅介護サービス費が計画値に比べ大幅な増となっております。

また、26年度に計画しておりました浜益区の「特別養護老人ホームはまますあいどまり」及び「認知症高齢者グループホームはまますなごみ」の増設につきまして、新たな指定管理者の辞退により、同区での人材確保が困難であり、安定的な運営の体制づくりが極めて

困難と判断し、一時凍結としているところでございます。

ご承知のとおり、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」は、3年を1期として定めることになっておりますが、皆様方にご審議いただく第6期計画は、平成27年度からの3ヵ年計画を定めることとなります。

本市の高齢化率は、全道179の市町村のうち、低い方から25番目で、比較的若い街と思われがちであります。昭和39年からの花川南団地造成などによる転入者が昨年から65歳に到達してきており、昨年10月1日の高齢化率は26.2%にも達し、全道平均の26.7%に肉薄してきております。

このような状況の中、超高齢化社会の到来とともに高齢者を取り巻く社会情勢は、日々変化しております。

現在、厚労省の設置する社会保障審議会介護保険部会において、平成27年度からの介護保険制度の改正に向け、低所得者への介護保険料の軽減をはじめ、「特別養護老人ホーム」の入所基準の変更、入所施設等での食費や居住費の軽減基準の強化や、軽度者の市町村事業への移行など様々な検討がなされております。

これらは、全国・全道のみならず本市に今後、どのような影響を及ぼすのか現時点では予測がつかないところですが、いずれにしても大きな変革の時期が到来してきていることは間違いありません。

委員の皆様方におかれましては、様々な課題がある中、平成27年3月までの長丁場になりますが、本市の高齢者保健福祉施策や介護保険事業などにつきまして、幅広い見識で多いものとなりますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

3. 自己紹介

事務局（田森）：本日は石狩市高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画の策定に向けての、初めての委員会でございます。簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。まず最初に事務局側から自己紹介をさせていただき、引き続き委員の皆様をお願いしたいと思います。私は高齢者支援課長の田森と申します、よろしくお願いいたします。

事務局（加藤）：高齢者支援課介護高齢担当主査の加藤と申します。よろしくお願い致します。

事務局（中野）：同じく高齢者支援課介護高齢担当主査の中野と申します。よろしくお願い致します。

事務局（酒井）：同じく高齢者支援課介護高齢担当主査の酒井と申します。よろしくお願い致します。

事務局（長谷川）：地域包括支援課長の長谷川です。よろしくお願い致します。

事務局（武田）：健康推進室保健推進課長の武田です。よろしくお願い致します。

事務局（木村）：浜益支所の木村と申します。よろしくお願い致します。

事務局（木澤）：健康推進室保健推進課保健推進担当主査の木澤と申します。本日はよろし

くお願いいたします。

事務局（廣瀬）：同じく保健推進課担当主査の廣瀬と申します。よろしくお願いします。

事務局（高田）：高齢者支援課介護高齢担当高田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（岩本）：地域包括支援課包括支援担当主査岩本と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（内藤）：地域包括支援課介護予防担当主査内藤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（宮）：福祉総務課企画総務担当しております宮と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（高井）：同じく福祉総務課主任主査の高井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（巴）：地域包括支援課包括支援担当主査の巴といいます。よろしくお願いします。

事務局（白川）：高齢者支援課介護高齢担当主査白川と申します。よろしくお願いします。

事務局（泉）：高齢者支援課介護高齢担当泉と申します。よろしくお願いします。

事務局（田森）：次に、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。大変恐縮ではございますが、橋本透委員から南側に順次自己紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

橋本委員：石狩医師会橋本です。よろしくお願いします。

渡辺委員：特別養護老人ホーム厚田みよし園の施設長をしております渡辺といいます。よろしくお願いいたします。

野村委員：特別養護老人ホームはまますあいどまりの施設長をしております野村と申します。よろしくお願いいたします。

須貝委員：医療法人喬成会居宅介護支援事業所ホットライン21で管理者をやっております須貝と申します。よろしくお願いいたします。

奥山委員：石狩市民生委員児童委員連合協議会の奥山でございます。よろしくお願いいたします。

竹口委員：石狩市連合町内会連絡協議会の竹口でございます。よろしくお願いいたします。

松原委員：ボランティア連絡協議会から参りました松原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大西委員：高齢者クラブ連合会の方から出て参りました大西です。よろしくお願いいたします。

沢田委員：保健福祉部長の沢田と申します。今後ともよろしくお願いします。

橋本委員：藤女子大学の花川校舎で教員をしております橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

浅井委員：一般公募の浅井といいます。よろしくお願いします。

山口委員：一般公募の山口と申します。よろしくお願いいたします。

相下委員：一般公募の相下と申します。

中里委員：同じく中里です。よろしくお願いします。

岡本委員：同じく岡本です。4・5年前までほっと館という所で訪問介護をしまして、今はエルサという所でデイサービスを主にやっております。よろしくお願いします。

事務局（田森）：どうもありがとうございました。続きまして会議次第の4、委員長、副委員長の選出でございますが、お手元の会議次第の3枚目でございます、石狩市介護保険事業計画等作成委員会設置要綱第3条第3項の規定によりまして、委員長、副委員長それぞれ1名を選出したいと思います。選出方法につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

奥山委員：事務局一任でいかがでしょうか。

事務局（田森）：只今事務局一任という事で、お声がございましたがよろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局（田森）：異議がございませんでしたので大変恐縮ではございますが、事務局案を示させていただきたいと思えます。委員長に藤女子大学の橋本伸也委員、副委員長に橋本透委員でございます。皆さまいかかでしょうか。

委員：異議なし

事務局（田森）：ご異議がございませんので、委員長に橋本伸也委員、副委員長に橋本透委員に決定をさせていただきます。ありがとうございました。引き続きまして、白井副市長から橋本委員長へ本作成委員会に附する「諮問書」をお渡ししたいと存じます。

白井副市長：石狩市介護保険事業計画等作成委員会委員長橋本伸也様。石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しについて諮問します。標記両計画につきましては、それぞれ老人福祉法及び介護保険法に基づき3年に1度の見直しを行うこととされております。つきましては、高齢者保健福祉計画の改定に関する事項及び介護保険事業計画の改定に関する事項について、作成委員会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

橋本委員長：謹んで承ります。よろしくお願いいたします。

事務局（田森）：委員の皆様にはよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。なお、白井副市長は他の公務の予定がございますので、恐れ入りますが、これにて退席させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

白井副市長：よろしくお願いいたします。

事務局（田森）：それでは橋本委員長には委員長席に移っていただき、委員長就任のご挨拶をいただいた後、引き続き委員会の進行をよろしくお願いいたします。なお、本日は15人の委員全員が出席しておりますので、要綱第4条第2項の規定により、過半数以上の出席がございますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員長よろしくお願いいたします。

橋本委員長：委員長を受け賜わります橋本と申します。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。只今の白井副市長様のお話の中でも大きな変革時期が到来したという事がご

ざいでしたが、状況を見ますと制度が大きく特に平成26年度において、色々な制度の改定が予定されていると伺っております。益々地域包括ケアのフレーズに代表されるように、地域が、市が、責任を持って市民の介護保険に対する仕組みをしっかりと構築して行く役割が求められています。そういう意味では、私達の役割は非常に重いと考えていますが、今後、力を合わせてこつこつと進めて参りたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。私どもの任期は平成27年3月と白井副市長様の話の中にもありましたが、計画的に順次段階を追って事務局の方と相談しながら進めて行くことになると思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは早速ではありますが、これより次第にのっとって会議を進行させて頂きたいと思えます。最初に皆様にお願ひがありますが、この委員会は議事録を記録して公開することになっておりますので、発言を頂く際はお名前をおっしゃってからご発言を頂けるよう前もってお願いをいたします。会議次第の7「計画の概要とスケジュールについて」で始まりますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局（加藤）：高齢者支援課介護・高齢担当主査の加藤と申します。

説明の前に、皆様方に送らせていただいております資料の確認をさせていただきますが、「第1回石狩市介護保険事業計画等作成委員会会議次第」、資料1、2、3及び前回の計画書が届いてらっしゃらない方はございませんか。もし、届いていない、また、お忘れになった方は事務局のほうにご連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、会議次第の7「計画の概要とスケジュールについて」私から、ご説明させていただきますと思います。これについての資料は作成しておりませんのでご了承をお願いします。座ったままで説明させてもらいます。まず、本委員会でご審議いただきます、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要についてであります。この計画は介護保険法・老人福祉法の2つの法律が関わって作成されております。法令上介護保険事業計画として定められなければならないことは、介護サービスの種類ごとの量の見込み、並びにその見込量の確保の方策、介護サービス事業者間の連携の確保に関する方策、その他、保険給付の円滑な実施のため市町村が必要と定める事項となっております。また、高齢者保健福祉計画として定めなければならないことは、保健・福祉に関わる事業量の目標及び供給体制の確保の方策となっております。さらにはこれらの計画については、社会福祉法で定められている地域福祉計画などの関連する計画と調和のとれたものでなければならないということとされておりますことから、高齢者のために必要なサービスはどのようなもので、どのくらい必要なのか、そしてそのサービスを提供するためにはどうしたらいいのかということになります。現在、国において検討されております、「介護保険制度」の大幅な改正につきましては逐次詳細につきましてご報告を行って参りたいと考えておりますが、今後想定されます、高齢者や要介護認定者の増加、介護度の重度化、そして依然として依存度の高い施設の利用状況において、これらの審議は当然、必要ではありますが、同時に在宅で健やかな老後を送るための要介護状態への未然の防止、また要介護状態になっても

状態を悪化させない重度化の防止に関する審議が必要であるというふうに考えております。そして介護保険事業計画としての最終形としましては、介護保険料の設定ということになるわけでございます。なお、これらの審議に要する委員会の開催予定であります、本日の第1回と26年度の4回計5回を考えております。それぞれの委員会の開催時期であります、厚生労働省や北海道の動向によって多少のずれはありますが、概ね3ヵ月に1回のペースで開催されることになると思います。来年の1月末には最終答申をいただくというようなスケジュールになるものと予想しておりますので、内容の濃い委員会ということになるとと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。私からの説明は以上です。

橋本委員長：私どものこの委員会の役割というのは第6期、平成27年4月からスタートする27年度、28年度、29年度の3ヶ年に耐える事業計画を立てて行くことが、役割になると思ひます。そのための作業としてご説明にもありましたように、必要量の見込み、或いはその見込み量に答えて行くサービスの確保あるいは、要介護状態に陥らないための予防事業や、包括任意事業等の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画であり、両者一体的に審議することがこの委員会の役割となります。26年度の1月末、つまり5回目の委員会によって最終的には具体的に保険料の決定するところまで進めて行くのが、私どもの役割となります。これについて、ご質問等あればお願ひします。

進めて行かないと何が検討事項なのか見えてきませんので、質問が無ければこの説明は終わりにして次の次第に進めたいと思ひますがよろしいでしょうか。

それでは、8高齢者保健福祉計画の進捗状況について、資料の1になります。これまでの計画の進み具合について事務局からご説明願ひます。

事務局（酒井）：高齢者支援課の酒井と申します。よろしくお願ひいたします。私からはお手元の資料1について着席の上、説明させていただきます。

まず、資料1につきましては、第5期の計画における施策の実績につき、進捗状況を載せております。なお、計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間となっておりますが、ここでは平成23年度から25年度上半期までの実績を基に進捗状況を把握していただけたらと考えております。ここでは全てを説明いたしますと時間が足りませんので、抜粋した形で説明を進めさせていただきたいと存じます。

最初に第1節高齢期の健康づくりの推進の1健康増進の推進につきまして、2ページの主要施策の7がん検診や骨粗しょう症等各種検診の実施についてですが、内容としましては、がんの早期発見のため各種がん検診を推進するとともに、節目年齢を対象に骨粗しょう症検診や歯周病検診を実施し高齢期の健康増進に努めるというもので、進捗状況として65歳以上の受診数をその右に記載しておりますが、いずれの検診も受診数が伸びている状況であり、検診の回数につきましては、平成24年度においては延べ34回実施されており、平成25年度は更に回数を増やし、さらなる事業推進を目指しているところでございます。

3ページの主要施策の2基本チェックリストの配布・回収についてであります、施策

の内容としましては、介護予防を充実するため、基本チェックリストで生活機能チェックを行い、二次予防事業対象者の把握に努めるというものであります。実績のうち、平成25年度分につきましては、昨年7月実施分となっておりますが、本年、3月実施の直近実績で申しますと、リストの配布数が4,138枚で、回収数が1,509枚、二次予防事業対象者数が375人となっており、今後回収が進むに従いまして回収数、二次予防事業対象者数ともに更に上昇することが想定されます。

次に、4ページの7認知症者サポート体制の推進につきましては、施策の内容は、認知症の地域理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症に関する相談窓口の周知と、認知症の早期発見・早期対応を図るため、関係者とのネットワークの体制の充実を図るというもので、養成講座の開催実績は、進捗状況に記載された内容となっており、毎年同程度の実績で推移しております。また、平成24年度、25年度におきましては、小学生を対象に寸劇を交えた講座を開催する等、より理解しやすい内容を目指しております。

10住民グループ支援事業の実施についてですが、施策内容は高齢者の身体能力の低下・閉じこもりを予防するために、月1回以上定期的にレクリエーション、趣味教養講座、講演会等を行うふれあいサロン事業等を地域で実施する団体を支援するとともに、積極的な働きかけを行う等、事業の拡大・充実に向け取り組むというものであります。団体数についてですが、ここ数年増加傾向にあり、平成26年度につきましてはさらに3団体増え12団体となる見込みとなっております。

次に第2節、高齢者の自立を支えるサービス提供の推進についてであります。6ページの3配食サービスの推進ですが、内容は調理困難な65歳以上の独居高齢者等に1食400円の負担をしていただき、平日の夕食時に栄養のバランスのとれた食事を配達し、「食の自立」を図り、「安否の確認」を行うサービスであります。その適切な利用促進を図るため、広報や様々な媒体等の活用による周知に努めるとともに関係機関との連携を強化し、また、利用者へのアンケート調査によるニーズ分析を行う等、よりよいサービスの推進を目指しております。

続きまして4理美容・紙おむつ支給サービス等の推進では、寝たきり高齢者等の生活の質の向上と経済的負担を軽減するため、理美容サービスや寝具洗濯乾燥消毒サービス、紙おむつ支給サービスを推進するものであります。進捗状況につきましては、平成24年度について、それぞれ実利用人数が、理容が8人、紙おむつが111人、寝具が11人となっており、紙おむつの平成25年度上半期比較では利用が増える傾向にあり、理容・寝具についてはここ数年ほぼ横ばい傾向となっております。

8ページの主要施策9権利擁護事業の促進についてでは、認知症の方やその家族の方の権利を守るため、各種制度や事業の啓発に努めるとともに、相談・事業利用者の増へ対応するため第三者後見人の確保や今後の支援体制の整備に努めるというもので、実績は右に記載のとおりであります。続きまして、10ページの3施設サービスの充実の主要施策2

高齢者向住宅の整備促進についてですが、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう民間を活用した高齢者住宅やサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者の多様な住まいの整備を促進するもので、進捗状況といたしましては、サービス付き高齢者向け住宅が、7棟202戸供用開始となっており、現在1棟20戸の建設が着工されており、入居開始予定が7月中旬となっております。

11ページの2福祉人材拡充のための養成研修等の開催につきましては福祉人材のすそ野を拡充し、その技術や資質の向上を図るため、傾聴、災害ボランティア・コーディネーター、地域福祉コーディネーター研修等を実施し、人材育成を行うというものであります。ここでは「ホームヘルパー2級研修」により資格取得を通した地域人材を養成し、「地域福祉コーディネーター養成講習」により地域において中核となる人材を養成し、「災害ボランティアコーディネーター養成講習」により災害時を想定した実践的な演習を行い、「ボランティアスクール」においてはボランティアに係る入門的講習を実施しており、その実績は記載のとおりとなっております、いずれも受講人数は増加傾向を示しております。

第3節高齢者を地域で支えるコミュニティづくりの1支え合うところや意識づくりの推進の主要施策2ボランティアセンター機能の充実についてであります、施策の内容につきましては、センター支援や活動の広報・啓発に留まらず、ボランティアの育成・養成のための体系的な研修の実施や、核となる人材（ボランティアコーディネーター）の養成、ボランティアニーズに応じた活動の発掘、ボランティア活動にやりがいや達成感が得られるような施策を講ずる等、更なる事業拡大について取り組んでいくというものであります。「ボランティアセンター運営」及び「ボランティアポイント事業」に係る実績につきましては記載のとおりであります。

次に13ページの2地域ケア体制の整備のうち、主要施策2地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の確立についてですが、こちらは市民や関係団体等と協働事業を進めるなど、地域で安心して暮らしていくために保健・医療・福祉と連携し総合的なサービスを提供できる地域のネットワークづくりを推進するというものであり、「地域ケア会議」「高齢者虐待防止ネットワーク会議」「市民講演会」等の実績は記載のとおりとなっております。とりわけ市民講演会につきましては毎年、講師を招き、職員の寸劇を交えた楽しく分かりやすい内容により、市民からも好評を博しております。

次は15ページ、第4節生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保の1社会参加・社会貢献活動の促進についてのうち、16ページの主要施策5高齢者の生きがい農園事業の推進についてであります。施策の内容については、収穫の喜びと生きがいづくりのため、高齢者の生きがい農園事業を推進するもので、花畔と樽川の2ヶ所の土地を借り、社会福祉協議会で募集を行っておりますが、毎年多数の応募があり、抽選が必要なほど人気の高い施策であります。

17ページの主要施策8生涯スポーツの推進につきましては、カローリング等のニュースポーツの普及や高齢者に対するスポーツ活動の支援を継続的に実施し、最も気軽に誰でも行えるウォーキングのさらなる推進を図るというものであります。「カローリング教室」「ウォーキング推進事業」「は

りきりウォーキングラリー」「啓発事業としてウォー9の日を設置して月1回程度実施するウォーキングイベント」等を実施しており、平成24年度からはウォーキングサポーターを組織し、啓発事業の取り組み強化や、ラジオ体操の普及により個人が日常の中で継続出来る運動として普及に努めております。

続いて18ページの2就労の促進のうち、主要施策2就労に関する情報提供の推進についてありますが、高齢者の就労を促進するため、ジョブガイドいしかり（石狩市ふるさとハローワーク）との連携による情報提供に努め、就労を希望する高齢者へのニーズに応えていくというもので、平成22年6月に本庁舎内に「ジョブガイドいしかり」をハローワーク札幌北と共同で設置し、求人情報の提供、相談体制の強化に努めております。従来は札幌北ハローワーク等まで行く必要があったことから、利便性が飛躍的に向上しております。また、平成23年度実績につきまして、新規相談者総数2,588人のうち、市内在住の61歳以上の男性91人、女性54人の計145人となっており、このうち就職決定者は男性22人、女性6人の計28人となっております。平成24年度実績につきまして、新規相談者総数2,553人のうち、市内在住の61歳以上の男性92人、女性39人の計131人となっており、このうち就職決定者は男性33人、女性5人の計38人となっております。この実績をみますと、新規相談者に対する就職決定者の割合は上昇傾向を示しております。

次に、第5節高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進について、19ページの主要施策3ふれあい雪かき運動の推進についてですが、冬期間高齢者が安心して生活できる環境の確保と地域福祉の向上を目指し、関係団体等との連携のもと事業の拡大を推進するとともに、町内会などが協力して実施するふれあい雪かき運動を推進しております。実績は記載のとおりであります。

次の4除雪サービスの拡充と新規除雪対策事業の創設は、ひとり暮らし高齢者世帯等除雪サービス事業ということで、70歳以上の高齢者世帯等の除雪困難な方を対象に冬期間の生活路の確保を目的として玄関先から公道まで、また、窓際に体積した部分については原則、1シーズン2回まで除雪を実施するもので、実施の基準は市の除雪出動基準を基に、概ね朝までに10センチ以上の降雪があった場合としております。実績は記載のとおりですが、平成25年の実績は直近で571世帯となっており、毎年増加傾向となっております。最後に20ページの資料ですが、当市で行っている高齢者向けの主な事業をまとめておりますので参考までにご覧下さい。資料1の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

橋本委員長：一つの柱である、高齢者保健福祉計画は平成24年度からスタートし26年度を残している状況ですが、これまでの進捗状況の説明をいただきましたが、非常に市民のための高齢者の生活基盤を形成したり様々なきめ細かいサービスの提供であったり、働きかけの機会を提供する形で高齢者保健福祉計画が成りたち進行中です。もう一つの車輪である第5期介護保険事業計画も平成24年度からスタートし、まだ、26年度1ヵ年を残していますが、ここまでの進捗状況について引き続き事務局からご説明をいただきます。

事務局（高田）：続きまして、資料2、第5期介護保険事業計画の進捗状況についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、1 ページ目の1「第1号被保険者について」の(1)人口と高齢化率ですが、人口については、平成18年に61,421人であった人口が、平成25年では60,081人と一貫して減少をたどり、計画値との比較で見ますと、平成25年で60,912人と推計しており約800人の減となっております。また、高齢化率いわゆる人口に占める65歳以上の人数の割合については、平成18年で19.4%であったものが平成25年では26.2%となっており、6.8%増加しています。参考としまして、全国の高齢化率は平成25年10月1日時点で、25.1%、全道では26.7%となっており、本市の高齢化率はすでに全国比率を超えており、全道の割合と比べると低くなっておりますが、65歳手前の年齢層が依然多いことから、高齢化率はさらに増加することが予測されます。

次に(2)第1号被保険者の状況ですが、図1-2に示すとおり、平成18年の11,882人から毎年3~4%前後の増加だったものが、平成25年にかけては5.6%増加し、平成25年で15,717人となり人数で3,835人、割合にして32.3%増加しています。第5期計画の平成25年第1号被保険者数の推計値は15,824人であることからほぼ計画どおりの推移となっております。また、図の棒グラフの色の濃い部分が示す65歳から74歳までの前期高齢者と色の薄い部分が示す75歳以上の後期高齢者の構成比については、平成18年で前期高齢者54.1%、後期高齢者45.9%であったものが、平成25年で前期高齢者54.7%、後期高齢者45.3%となっており、前期高齢者の構成割合が高くなっています。なお、各年の人数内訳については、図の下段に記載しておりますのでご参照願います。

次に2ページ(3)今後の見込みですが、図1-3に平成25年10月1日現在の本市における年齢階層別人口を記載しております。図の横線で区切った下の部分が64歳以下の人口となっておりまして、60歳から64歳の人口が一番多く6,097人、次いで65歳から69歳の4,950人となっており、65歳前後の人口が多いことが見て取れます。またその下、図1-4は59歳から69歳の人口を抜粋したのですが、この図を見てもわかるとおり、今後第6期計画終了までに第1号被保険者となる61~64歳の人口が多いことから、今後も第1号被保険者数は増加していくものと見込まれます。

続いて3ページに参りまして、2「要介護等認定者について」の(1)要介護等認定者の状況についてですが、図2-1をご覧ください。左から平成24年度計画、実績、平成25年度の計画、平成25年9月末実績となっており、棒グラフは下から、要支援1、要支援2、要介護1、2、3、4、そして一番上が要介護5となっております。計画と実績を比較しますと、平成24年度末での認定者数については、計画を上回る状況となっており、特に要支援者及び要介護1の増加率が高くなっており、平成25年度9月末時点での比較においても実績が計画を上回っている状況となっております。本市の人口分布状況からみても、要介護等認定者数については今後も増加するものと見込まれます。

次に(2)認定率についてですが、第1号被保険者の認定率を図2-2にお示ししてお

ります。左から平成24年度計画、実績、平成25年度計画、平成25年9月末実績となっており、第5期計画においては、認定率をほぼ横ばいと推計しておりましたが、実績が計画を上回っており、17.5%となっております。要因としては、先ほどもご説明した認定者数の増加によるものと考えられ、平成25年9月末では高齢者5.7人に1人の割合で認定者となっております。

続いて4ページ、3「地域包括支援センターについて」の(1)地域包括支援センター設置状況ですが、本市では日常生活圏域として、石狩地区、厚田地区、浜益地区の3つの圏域を設定し、図3-1に示すとおり、石狩地区に2箇所、厚田・浜益地区に各1箇所の地域包括支援センターを設置しています。平成25年度より、これまで石狩地区において直営で運営していた「石狩市花川北地域包括支援センター」を廃止し、新たに委託にて「石狩市北地域包括支援センター」の運営を開始し、併せてこれまで「石狩市地域包括支援センターホットライン21」として運営していたセンターを「石狩市南地域包括支援センター」と名称を変えて、直営と委託、各2箇所にて運営しております。また、設置場所は、北包括がりんくる内、厚田包括が厚田保健センター内、浜益包括が浜益支所内、南包括が花川南7条にある喬成会花川病院横の居宅介護支援事業所内に事務所を構えております。石狩地区の2箇所については、北包括が花川北以北地域、南包括が花川南および樽川地域を担当し、対象利用者数はほぼ同数となっております。

次に(2)日常生活圏域ごとの人口ですが、図3-2を見ていただくと、棒グラフの下から、39歳以下、40歳から64歳、65歳から74歳、75歳以上となっており、上の2つの区分を合わせると高齢者の人口構成比率（高齢化率）となっております。地区別の高齢化率は、石狩地区で25.1%、厚田地区で37.4%、浜益地区で50.6%となっています。各地区の総人口及び高齢者人口の内訳については、図の下段に記載しておりますのでご参照願います。

次に5ページの(3)日常生活圏域ごとの要介護等認定者の状況ですが、図3-3に示すとおり、平成25年9月末で石狩地区2,384人、厚田地区で158人、浜益地区で157人となっております。なお、図の下にも※印で記載しておりますが、9月末現在で認定者の総数としては2,750人なのですが、先ほどの3地区の数値を合計すると2,699人となります。この差については、介護保険制度中の「住所地特例」という制度によるもので、石狩市から特別養護老人ホーム等の施設に入所するため当該施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者については、住民票上は他市町村の住民となりますが、介護保険自体は引き続き石狩市の被保険者として取り扱うこととなり、実際に本市においてもこの住所地特例の対象の方が51名ほどおりまして、その差となっております。地域包括支援センターで対応することとなる、要支援1・2の人数は、石狩地区580名、厚田地区26名、浜益地区41名となっております。その下、図3-4を見ていただくと、圏域別の認定率を示しており、厚田地区19.4%、浜益地区19.5%とほぼ同程度、石狩地区が16.9%と一番低い値となっております。また、市全体の認定率については

先ほども申し上げたとおり 17.5%となっております。

次に（４）日常生活圏域ごとのサービス計画作成状況ですが、「サービス計画」というのは、認定を受けた被保険者が実際にサービスを利用するにあたり、ケアマネージャーが作成することとなっている計画書のことを指します。図 3-5 のとおり、平成 25 年 9 月の介護予防及び居宅サービス計画の作成件数は、石狩地区で 1,224 件、厚田地区 50 件、浜益地区で 60 件となっています。その下の図 3-6 では、地域包括支援センターが担当する要支援 1・2 の方の介護予防サービス計画をセンター別に再掲しています。平成 25 年 9 月の作成件数は、北包括で 152 件、南包括で 170 件、厚田包括で 14 件、浜益包括で 24 件となっております。また、合計は 360 件となっており、先ほど図 3-5 でお示した介護予防サービス計画作成数の合計 367 件と差異が生じておりますが、こちらについては、要支援者であっても介護予防小規模多機能型居宅サービスを利用している方については、利用する小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネージャーが計画を作成することとなっており、図 3-6 では地域包括支援センターに特化した表記としているため、小規模については記載しておらず、その差となっております。

続いて 6 ページに移りまして、6 「介護サービスの利用実績」の（１）各サービス別利用人数ですが、図 4-1 の介護と介護予防を合算した月平均のサービス別利用者数を見ていただくと、平成 24 年度と平成 25 年度の計画と実績（平成 25 年度においては 9 月末の実績）が記載されております。計画との比較で見ますと、サービス付き高齢者向け住宅の普及による訪問介護・通所介護事業所の増や近隣市の通所リハビリテーション事業所の廃止に伴い、訪問介護や通所介護の利用者が増え、通所リハビリテーションの利用者が減っております。また、小規模多機能型居宅介護については、サービスについての周知が図られてきたことにより平成 24 年度、平成 25 年度とも計画を上回る実績となっているものと思われます。また、特定施設入居者生活介護や介護老人保健施設については、隣接する市町村での施設利用が増えております。

7 ページでは、先程の図 4-1 を介護予防と介護のサービスに分けて集計しておりますので、お読み取り願います。

続いて 8 ページ、5 「介護給付費の状況」であります。図 5-1 に、各サービス費の計画をもとに作成した予算、実績及び執行率を記載しています。その他介護サービス費には、住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算費、サービス計画作成費が含まれております。予算と比較しますと、平成 24 年度では、全体の執行率が 98.8%となっておりますが、当初予算（計画）で見ますと、予算額が 3,623,108 千円となっておりますので、実績と比較しますと執行率が 101.9%となり予算を上回る実績となっております。サービス費別では、施設サービス費が当初を下回っているものの、居宅サービス費や地域密着型サービス費、特定入所者介護サービス費においては当初を上回る実績となっており、これらにつきましては、補正予算により対応しております。また、平成 25 年度については、年度の半分が経過した時点での執行率が 5

1. 3%であり、若干予定を上回っている状況であります。次に、図5-2ですが、こちらは平成24年度の給付費の構成割合を円グラフでお示したものですのでご参照願います。

次に9ページに参りまして、6「地域支援事業の状況」ですが、地域支援事業というのは、できるだけ地域住民が要介護・要支援とならないようにすること、また、要介護・要支援となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを支援する事業で、高齢者保健福祉計画で説明しました「基本チェックリスト」により“要支援・要介護になるおそれがある”と認められた方（「二次予防事業対象者」といいます）、この方たちへの介護予防のプログラムの提供、虐待防止・早期発見を含む権利擁護や総合相談・介護以外の生活支援サービスの調整等を行います。具体的な事業は、9ページから16ページのとおりととなっています。

地域支援事業は大まかに介護予防事業と包括的支援事業、任意事業に分けられ、さらに二次予防事業対象者を対象としたものと、それ以外の一般高齢者、一次予防事業対象者を対象としたものに分けられます。二次予防事業対象者を対象とした事業では、9ページのようにまず、二次予防事業対象把握がありまして、平成25年度上半期で対象者数は182人となっております。また、りんくるなどに来てもらって行うリハビリ事業や、10ページにあります訪問指導のように自宅を訪問して相談を受けたりする事業があります。次に一次予防事業対象者を対象とした事業では、11ページにありますおげんき塾や健康運動個別指導、12ページにあります転倒予防教室、認知症予防教室などの機能訓練事業、13ページにあります高齢者生きがいづくり推進事業など地域での介護予防活動が行われています。また、14ページから15ページの権利擁護事業・総合相談事業などの包括的支援事業や15ページ途中から16ページにかけての、紙おむつ支給事業や介護相談員派遣・配食サービスなどの任意事業があります。事業ごとの実績数値については、それぞれ記載しておりますのでお読み取り願います。

最後になりますが17ページ、7「介護保険料について」ですが、保険料の算定としまして、まず、3年間の標準給付費見込額を推計いたします。そして、この見込額のうち図7-1にあるような負担割合に当たる額が第1号被保険者全体で負担する金額となり、その金額を3ヵ年の推計をした第1号被保険者数で割り返したものが介護保険料となります。図7-1のとおりに、第5期計画での第1号被保険者の負担割合は平成24年度で21.15%となっており、第5期計画で算定した石狩市の介護保険料は下の図7-2のとおりととなっております。市民税課税世帯で本人市民税非課税の第4段階が基準となり月額4,450円。これに対し第1段階・第2段階は50%、第3段階特例は37.5%、第3段階は25%、第4段階特例は9%、負担割合が減額され、また第5段階になると16%、第6段階で25%、第7段階で50%、第8段階では75%、負担割合が逆に増額となります。各段階別の人数・構成割合については図に記載しておりますのでこちらもお読み取りいただければと思います。資料2の説明については以上です。

橋本委員長：こちらについても、非常に膨大な内容となっておりますが、石狩市では高齢化率が 26.2%の背景として介護保険事業としては生活圏域ごとで要介護認定状況であったり、地域包括支援センターの活動状況であったり、具体的なサービスの給付状況であったり、大きく説明していただきました。石狩市については、旧石狩市と厚田地区、浜益地区と大きく三つの地区から成り立っていて、地域包括支援センターは旧石狩地区に 2 ヶ所、厚田地区、浜益地区に各 1 ヶ所となっており、支援の統括として機能している訳です。最終的には今の説明の最後にあったとおり介護保険料という形で、この介護保険事業計画の作成は既決させて行かなければならないが、様々な介護保険事業の展開ということと、先ほど次第の 8 で説明いただいた高齢者保健福祉計画ということで両輪が上手く機能して行くことが求められているところです。次第の 9 介護保険事業の進捗状況と合わせて説明頂いた訳ですが、ご質問や確認などありましたら頂きたいのですがいかがでしょうか。

委員長（竹口）：連合町内会の竹口でございます。資料 1 の高齢者福祉計画について 2, 3 確認と質問をさせていただきます。13 ページの地域ケア体制の整備ということで、「本市においては地域包括支援センターの一層の周知を図ると共に 3 つの日常生活圏のもと地域包括支援センターを中心に地域ケアの充実を推進します」ということですが、私は町内会と地区社会福祉協議会を立ち上げて福祉活動を行っており、「ふれあい雪かき」や「ふれあい給食」を実務としてやっております。また、福祉協力員の一人ということで担っております。この中で、最近話題になっている声かけ運動、安否確認ですが、手前どもの地区社協の事業として取り組んでいるが北 6 条町内会は 163 世帯あり 81 世帯を対象に 70 歳以上の世帯を 12 人で 6 班 2 人ずつで年間 4 回、3 ヶ月に 1 回ずつ声かけを行っています。誰々さんは毎週どこの病院に通っているとか整骨院に通っているとか、足が不自由とか全部記録にとってあります。地区社協ということで行っているが、地域包括支援センターの方々と一度もこのようなことについてのやり取りはございません。実際はこのようなことで報告になっているが、この辺のことについて教えていただきたい。

「ふれあい給食サービス」についても、昨日地区社協と市の社会福祉協議会との懇談会有り 7 か所の地区社協の方々の生の声を聞いたが、市の保健福祉部の職員が誰も参加していないとの質疑応答があり、同じ建物に居るのだから一体となって生の声を聞くことによって、このような情報を入れる事によって福祉事業の展開が更に充実するのではないかと思います。

資料 2 の方で（2）一次予防事業対象者施策の地域介護予防活動でふれあいサロンがありますが、市の社協経由のふれあい事業なのか、行政の方で直接やっているのか確認をしたい。地区社協でも色々活動していますが、何時も話題になっていて職員の方は一生懸命仕事されているが、実態・ニーズや要望が吸い上げられていないのではないかと、批判の声も出ているので、ご説明をお願いします。

事務局（田森）：二つ目のふれあい給食サービスのご質問にお答えします。これにつきましては、社会福祉協議会の事業ですが、市の方でも配食サービスを行っており各事業の内容

やあり方等について意見交換等があれば、更なる視点が出るかと思っております。今後は社会福祉協議会さんと情報の共有を進めてまいりたいと思います。

三つ目の資料2の10ページのふれあいサロンの件ですが、これにつきましては、資料1の4ページの10住民グループ支援事業の実施のふれあいサロンに合致します。市が事業を実施する団体に交付金を交付し、あまり外に出られない高齢者の方を対象に地域で集える場所を提供していただき実施されている事業で、交付金につきましては、会場借り上げ料として月1万円限度に12ヶ月、参加された方1名につき200円で積算しております。各事業を実施する団体の方から申請をいただき内容を精査し決定を行い、事業終了時に事業報告をいただき、最終的に決定した交付金額を支給する事業でございます。

事務局（長谷川）：一つ目の質問にお答えします。北6条町内会の取り組みについては、事前に会長さんから相談を受けており、実施については知っていましたが、この地域包括支援センターを私どもで運営していた際に総合相談業務に追われていて、忙殺されて地域に出て高齢者クラブや町内会へ出向回数が少なかったことが反省点となり、昨年地域包括支援センターを委託しまして、少し行政の部分と地域包括支援センター部分の住分けをして、25年度は直営から委託への移行期間であります。北地域包括支援センター、南地域包括支援センター共々問題意識を持っているので、この計画を反映する上でも26年度におきましては、もっと地域に出て民生委員さんや町内会高齢者クラブさんと顔の見えるネットワーク造りを検討して実践できるよう考えています。皆様のご意見をいただきながら計画に反映できるような事を一緒に検討したいと思っております。

委員（竹口）：先ほどの回答にありましたふれあいサロンにつきまして、地区社協の方も市の社協の方から福祉事業の一環でやっているが、その辺の同じ様な事業をやっているので調整をお願いしたい。直轄でやる委託でやる等PRが足りないと思います。地区社協ですから市の社協とは密接に連絡を取り合っているが高齢者支援課や地域包括支援センターとは敷居が高いのか、関係者が行きづらく、接触が少ないのでそのようになると思うので改革の時代ですので改善をお願いします。

事務局（田森）：今後も更なる連携を密にしてまいりたい。

橋本委員長：確認あるいは質問があればお願いします。よろしいでしょうか。次に次第10介護サービス等意向調査についてですが、この意向調査につきましては、先ほど7番の計画の概要の所でも一部話がありまして高齢者、市民としてどのような生活状況で、どのような要望を持っているか、先ず、お尋ねすることが計画立案の基礎になってまいります。その案の説明になります。それでは事務局お願いします。

事務局（加藤）：それでは資料3について座ったままでご説明させていただきます。

説明の前に表紙の裏側に記載しております「実施する調査について」、3「調査の対象者」②「介護サービス利用者・未利用者調査」の1,000人の内訳について、旧石狩市840人、厚田・浜益区各80人を加えていただきたいと思います。

このアンケートの目的としましては、主に生活機能の面から地域に在住する高齢者の生

活状況を把握し、高齢者の生活状態にあった介護（予防）サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行うもので、具体的には、調査結果を日常生活圏域ごとにまとめることによって、地域の高齢者の生活状態からみた課題、各サービスニーズを把握し、これを計画に反映していこうと考えております。この項目以外でも何か高齢者に対します項目、このような項目もしたほうが良いのではないかとと思われる事項やこの項目はいいのではないかとというような事項がありましたら、ご意見をいただきたくよろしくお願いいたします。アンケート対象者については、高齢者一般調査と介護サービス利用者・未利用者調査に分かれており、介護サービス未利用者とは認定を受けて要介護度を持っている方で、介護のサービスを使っていない方のこととなります。

最初に「高齢者一般」について説明いたします。2ページ目の問1については、家族や生活状況についての質問であり、現在の高齢者等がどのような状況であるかどのような住まいで住まわれているか等を把握し今後の在宅での介護を可能とするための基礎資料として、生活支援サービスの対象になりにくい日中独居の高齢者や家族構成、経済状況や住居形態による高齢者住宅整備などを把握する項目となっております。問2から問4までについては、現在の生活機能の状態を把握する設問となっており、日常生活について、社会参加について、健康についてそれぞれの質問があり、現在の高齢者の生活機能を把握するためのいろいろな指標を取り入れた設問となっております。

ここまでにについては、3の参考資料としてつけさせていただいた、国から示されている日常生活圏域ニーズ調査を参考に作成した設問でございます。問5については、介護保険制度が開始されてから10年以上が経過し、一般高齢者については介護保険料や制度についてどれだけ認識されているか、また、サービス利用者・未利用者についてはそれに加えてサービスの利用の満足度の把握を、問6については、市で行われている各種高齢者保健・福祉サービスについてどれだけ知られているかを把握するための設問となっております。

なお、第5期に行ったアンケートとの比較を行なう事ができるように基本的には前回と同じ設問ですが、3ページのQ6とQ6-1、4ページのQ15とQ15-1、5ページのQ4とQ5は今回新たに増やした設問です。

次に、「介護サービス利用者・未利用者」について説明いたします。ここでは、先程、説明しました「一般高齢者調査」との差異がある部分について抽出して説明いたします。2ページの問1から5ページの問4までは、2ページQ6の要介護度の質問以外は全て「一般高齢者調査」と同じ設問となっております。7ページのQ4、Q7、Q7-1の質問は介護サービス利用者への設問で、Q6は介護サービス未利用者への設問となっております。8ページのQ9は介護保険サービスの利用状況や利用意向についての設問となっております。

このアンケートに関してはこの案を基に、この場でいただいたご意見を参考に次回の作成委員会までに修正を加え、再度ご確認いただいて、5月から6月を目途にアンケートを実施して参りたいと考えております。私からは以上です。

橋本委員長：保健福祉計画あるいは介護保険事業計画を検討する事を前提として石狩市の高齢者の方々の生活ぶりや暮らしの様子の概略をとらえることで、健康な方もいますし、介護を必要とする方もおりますので、2種類のアンケート調査を行う事でそこでとらえられた全容の特色を第6期の計画に反映をさせるためにアンケート調査をすることになります。次回の委員会で最終確認をして実施することになります。前回5期の計画を立てる際にも同様な調査を行いそれと比較対比も資料として必要かと思いますので全面的な改正はうまくないので、この場ではお気づきの点の指摘あるいは提案をいただき、または、会議終了後にチェックをして後で事務局に連絡をいただきその様なやり取りの中で、次回の委員会において最終的に図られることとなりますので膨大な量でこの場で文言や気付かれたところを一つ一つあげて行くと時間も掛かりますので、この調査の骨格についてご意見等ありましたらお願いします。

委員（相下）：5年ほど前だったと思いますが、このような調査票を初めて手にした時にとっても難しい調査と思いました。それまでは仕事をしていて事務作業には慣れていたが一般的にはとても難しいと思いました。

橋本委員長：その辺も含めて回収率も予想しなければならないと思いますが。

事務局（田森）：毎回同じ様な質問を受ける事は認識しています。国で示している案を資料の後ろに付けていますが、これをベースに各市町村が作成するものであり「背中が丸くなってきた」や「エレベーターがあるか」などの項目が多々ありました。今回、国で示している物にも同じ質問があります。事務局としても極力削除はしていますが、反面追加もしておりますので、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定していく材料として、各圏域、浜益、厚田、旧石狩の高齢者の方々の生活状況、外出の頻度、身体状況、色々なサービスを行う上で、どの様なニーズがあるか情報を収集することでアンケート案を作成させて頂いております。また、内容が難しく記入が出来ないことも考えられますので、アンケートの1ページに「記入に際してのお願い」の2に「ご家族の方がご本人に代わり回答されたり、一緒に回答されてもかまいません」。また、質問が難しく回答ができない場合は3に「回答が困難な質問は記入しなくてもかまいません」と記載しております。

独居高齢者につきましては家族の支援も無い方の内、「一般高齢者」の方については、前回の回収率は53.4%ありましたので他のアンケート調査に比べても低くなく、「介護サービス利用者・未利用者」の回収率は前々回は50%をこえていたが前回は37%位であったことから、介護認定を受けている方ではケアプランを作成している方は、月に1回はケアマネージャーが訪問し、また、訪問介護等サービスを受けている方は介護員の方が訪問するのでそのような方々に支援をお願いしてまいりたいと考えており、5月にケアマネ会議が開かれ事業所の方も出席されることからその場に私どもも出席して支援をお願いしたいと思っております。

橋本委員長：今回介護支援事業者へアンケート調査を予定しておりませんが、訪問した時にアンケートが来ていれば回答して下さるかと呼びかけることで、後押しをお願いすると理

解してよろしいですね。

委員（相下）：後押し頂くということで理解いたします。

橋本委員長：その他いかがでしょうか。確かに膨大な量でこれに掛かりきりであるとか、サービスの中身を羅列してあってもわからないとか、或いはサービスの利用意向でサービスメニューが何なのかわからないのが、容易に想像される訳で、答えやすさ、答えるにあたって何処かに尋ねる先などがあってもいいのかと思います。回答受けやすくするように相談できる連絡先を記入する形であれば、わからないで投げられるよりは記入する努力をしてくれば、お伝えするチャンスがつくられると思いますので可能であれば、その形が一つの方向性かと思いました。

事務局（田森）：これらにつきましては、検討させて頂きたいと思います。

橋本委員長：今日の報告・意見を持ち帰ってチェックしてなにかありましたら連絡することよろしいでしょうか。

事務局（田森）：はい。私もそのようにお願いしようと思っています。

橋本委員長：ざっとお目通しといいますか、駆け足で説明頂き熟読するのも大変でしょうが、ご質問、ご指摘はありませんか。

委員（橋本）：地域のニーズを汲み取るためにアンケートを行うということですが、問1 Q3では地域をここまで分ける必要がなぜあるのか、市には住所録なり膨大な資料がある訳ですから人数割はそれで十分と思うが分ける必要はないだろうと思います。次に6ページの問5介護保険料のことですが、これも市として資料を持っている訳で保険料によって、Q2の負担の感じかたの違いを見るつもりなのか、どうなのか、アンケートを見てもわからなかった。次に問5 Q5で一般の方が特別養護老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅等がどのようなものなのか、何処まで理解されているのか疑問ですし、Q3の地域包括支援センターもどのようなものなのかご存じの方がどれだけいるのか疑問です。問6も沢山あるが、利用している件数も資料がある訳ですから、わざわざ聞く必要もないと思いますし、知っているか、知らないか「まる」を付ける程度であればよいと思うが、もっと簡素化を図った方がよいと思います。

事務局（田森）：問1のQ3についてですが、計画に使う資料としては旧石狩、厚田、浜益での圏域となりますが、細かくわけていることにつきましては、旧石狩地区についてお話ししますと花川北・南地区などの住宅地、商業施設等もある程度設置されている所と、生振、緑が原、志美など住宅が点在している所の実態を把握したいので項目を細かく分けている状況にあります。

次に、問5の保険料についてですが、Q1とQ3の関係ですが現在特例も含めて10段階を設定しているが、国は8段階で行っているので負担割合も市独自で取り組んでいる段階もあり段階別での負担感があるのか、1番高い第8段階の方は第4段階の基準額から見ると負担割合が大きくなっている。また、第1・2段階の方は課税所得が非課税で第1段階の方は生活保護基準なので、その方々の負担割合はどうかをとらえたいので項目に載せ

ています。

次にQ3地域包括支援センターの周知はどうかについてですが、まだまだ市民全体に知られている状況にはないと思っています。センターは高齢者の方々のご相談支援をする中心核となっているので、今後とも地域包括支援課と連携を取りながら周知徹底を図って行きたいと考えております。Q5のどのような介護を受けながら暮らしたいですかについてですが、各項目の説明書きを入れさせてもらいわかりやすい形でアンケート調査を実施したいと考えております。問6の高齢者保健・福祉サービスにつきましては、市の施策として行っているサービスなので周知徹底を図りながら必要な方に適切にご利用頂いているかいないか、利用頂いていないのであればもっと別な方法で周知徹底を図らなければならないと考えており、アンケート調査によって、その情報を把握して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

橋本委員長：回答のしやすさということで、ご説明にあったように知られていないのであれば、何が知られていないのかをとらえて発信しなければならないか後で見直してみても説明を加えた方がよいとか、事務局におかれては検討を加えてもらいたいと思います。他に気になる所はありませんか。

委員（松原）：地区社協を担当していますが、さきほど話が出ていました地域包括支援センターについて、自分自身も良く知らなかったので60人位集めてセンターはどういう所なのかを南のセンターの方に来ていただいて勉強会をしました。市で行っている出前講座で実施したので皆さんの地区でもありましたら利用したらと思いました。

委員（須貝）：ケアマネジャーとして、このアンケートに協力するのは全く問題はありませんが、回答しやすい項目が沢山あるので答えられる方の意思はとりやすいと思いますが、アンケートが届いても字が書けない方、事業所などが関わっていない方など、埋もれてしまう方はどのようにして拾い上げようとする考えがあるのか、ご意見を聞く方策を考えているのかお聞きします。

事務局（田森）：今話された方がいらっしゃることは考えられます。ご本人が寝たっきりで意思の疎通が出来ない方ですね。

委員（須貝）：ちょっと違いますが、独居の方で認知が進んでいる方や、全く文字の読めない方が居ます。その様な方が困っている時にSOSが出て来るケースによくぶつかるので、その方達こそ何が必要なのかわからなければならないと思いますが、どの様にキャッチするのかお聞きしたいです。

事務局（田森）：介護サービス等も使われていない方と言う事ですね。認知症が進んでいる等自分で判断が出来ない方の意思をいかにとらえるかですが、ご本人の意思の発信が出来ない方であれば、アンケートの際に知人も居なく独居なので発信できないのであれば電話でご相談下さいと、高齢者支援課の電話番号を入れてご案内をしようと考えていますが、全く自己判断が出来ない方は大変難しいと思います。

委員（沢田）：大変難しい話です。石狩市の見守り体制や、竹口さんが行われている足で稼

ぐ、人の手で地道にアナログ的な支援の仕組みが大切になっています。弱者支援・被災者支援でもあるが、介護保険というよりも高齢者支援計画の方で充実をさせないと、絶対全員の意思を把握することは出来ないので、市の課題として取り進めて行きたいと思います。

橋本委員長：地域づくりの究極の課題だと思います。一つの部署だけでなく包括支援センターであったり、社会福祉協議会であったり、福祉協力員など、関係者一同協力して行かなければならないと思います。時間的に8時を回りましたので、他に何かありませんか。

本日につきましては、これで終了させていただきます。事務局から何か連絡はありますか。

事務局（田森）：大変長時間に渡りありがとうございました。最後の議題にありましたアンケート調査の項目につきましては、先ほど委員長からのお話にありましてとお持ち帰って再度検討されて、何かありましたら高齢者支援課の方へご連絡を頂ければと考えておりますのでよろしくお願いします。次回の委員会の開催についてであります。先ほどのご説明の中では3ヶ月に1回ということでしたが、アンケートの確定を行い、アンケート調査票の発送がありますので5月中旬頃に開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。私からは以上です。

橋本委員長：今日は第1回目で、色々な説明を頂き調査についての検討をいたしまして、いよいよスタートになりますので、引き続き皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

平成26年3月31日 議事録確定

委員長署名 橋 本 伸 也